神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号　神戸市役所
編集兼印刷発行人　神戸市長
発行日　毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	指定納付受託者の名称変更	建設局王子動物園	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始（市道　神戸六甲線）	建設局道路管理課	12
告示	街区の区域の変更	地域協働局住民課	13
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更（杉尾台自治会等）	地域協働局地域活性課	16
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	17
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	18
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	19
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	20
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導課	21
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導課	25
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定	福祉局監査指導課	28
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止	福祉局監査指導課	29
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定	福祉局監査指導課	30
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止	福祉局監査指導課	31
告示	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧	環境局事業系廃棄物対策課	32
公告	建築協定書の公開による意見の聴取（竹の台2丁目）	建築住宅局建築指導部建築安全課	34
公告	開発行為に関する工事の完了（北区山田町）	都市局都市計画課	35

神戸市告示第 428 号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2の3の規定に基づき指定している指定納付受託者について、次のとおり変更があったとして届出があったので、第231条の2の3第4項の規定により告示する。

令和８年 11 月 12 日

神戸市長　久　元　喜　造

１．変更があった事項及びその内容

名称の変更

「ルミーズ株式会社」を「イージャイズ株式会社」に変更する。

２．届出のあった指定納付受託者

（１）名称

イージャイズ株式会社

（２）主たる住所

長野県小諸市本町 3-2-25

（３）代表者

代表取締役 佐藤 有道

２．変更日

令和８年 10 月 1 日

神戸市告示第431号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年４月条例第３号）第11条、第12条第２項、第23条の２及び第23条の３の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月24日

神戸市長　　久　元　喜　造

１　自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

２　保管期間

この告示の日から１月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

３　返還事務を行う時間

三宮保管所及び湊町保管所

ア　月曜日から金曜日まで　午後３時から午後７時まで

イ　土曜日　午後１時から午後５時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から１月４日を除く）

４　返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

５　その他

この告示の日から起算して６月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から１月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別　　表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数		撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	48 台 0 台		兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	令和8年10月1日	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台		
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	令和8年10月5日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	41 台 0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月6日	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台		
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月7日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	16 台 0 台	令和8年10月10日	
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	令和8年10月13日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	43 台 0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	令和8年10月14日	
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	令和8年10月17日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	40 台 0 台		
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月19日	
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	9 台 0 台	令和8年10月20日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	35 台 0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月22日	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台		
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月26日	
	中央区長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	令和8年10月28日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	22 台 0 台	令和8年10月29日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	6 台 0 台		
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月30日	

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	令和8年10月5日
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	15 台 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	令和8年10月5日
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	令和8年10月7日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	令和8年10月9日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	12 台 0 台	令和8年10月13日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	9 台 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月15日
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	5 台 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	14 台 4 台	令和8年10月17日
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 0 台	令和8年10月20日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和8年10月21日
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	11 台 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	令和8年10月23日
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	3 台 0 台	令和8年10月26日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	令和8年10月27日
	駐輪場内	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 2 台	令和8年10月28日

神戸市告示第432号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年４月条例第３号）第 11 条、第 12 条第２項、第 23 条の 2 及び第 23 条の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年 11 月24日

神戸市長　久　元　喜　造

１　自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

２　保管期間

この告示の日から１月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

３　返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア　月曜日から金曜日まで　午後３時から午後７時まで

イ　土曜日　午後１時から午後５時まで

４　返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

５　その他

この告示の日から起算して６月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から１月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子８丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月1日	垂水区福田５丁目６番20号 建設局垂水建設事務所 電話７０７－０２３４
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月5日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月9日	
	塩屋駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　4 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月19日	
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月23日	
	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月27日	
	垂水区管内長期放置放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		

神戸市告示第433号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和５８年４月条例第３号）第１１条、第１２条第２項、第２３条の２及び第２３条の３の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第１３条第１項の規定により次のとおり告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　　久　元　喜　造

１．自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

２．保管期間

この公示の日から１月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

３．返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア　月曜日から金曜日まで　　午後３時から午後７時まで

イ　土曜日　　午後１時から午後５時まで

（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から１月４日を除く）

４．返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

５．その他

この公示の日から起算して６月を経過しても当該保管に係る自転車等（この公示の日から１月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	ＪＲ住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　3 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　3 台 原動機付自転車　0 台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	摩耶駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月6日	
	王子公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	新在家駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　6 台 原動機付自転車　0 台		
	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　23 台 原動機付自転車　1 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　14 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月14日	
	ＪＲ住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　5 台 原動機付自転車　0 台		
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		
	甲南山手駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	阪急御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	六甲道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　19 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月16日	
	六甲駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	ＪＲ住吉駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月20日	
	摂津本山駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　1 台 原動機付自転車　0 台		
	岡本駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		
	深江駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台		
	魚崎駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　0 台 原動機付自転車　1 台		
	阪神御影駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車　4 台 原動機付自転車　0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘駅周辺 自転車等長期放置	自転車　2 台 原動機付自転車　0 台	令和8年10月21日	
	摩耶駅周辺	自転車　3 台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　0 台		
	六甲道駅周辺	自転車　17 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　1 台		
魚崎浜保管所	東灘区管内	自転車　19 台	令和8年10月27日	
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等長期放置	原動機付自転車　0 台		
	魚崎駅周辺	自転車　17 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　3 台		
稗原保管所	灘区管内	自転車　8 台	令和8年10月28日	
灘区上河原通1丁目1番	自転車等長期放置	原動機付自転車　1 台		
	灘駅周辺	自転車　2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　0 台		
	王子公園駅周辺	自転車　1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　0 台		
	六甲駅周辺	自転車　1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車　0 台		

神戸市告示第434号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年11月24日

神戸市長　久　元　喜　造

1　自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり。

2　保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3　返還事務を行う時間

(1)　西部保管所・西代保管所

ア　月曜日から金曜日まで　午後3時から午後7時まで。

イ　土曜日　午後1時から午後5時まで。

(2)　名谷保管所

ア　火曜日・木曜日　午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ　土曜日　午後1時から午後5時まで。

4　返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5　その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別　表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通１丁目１番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　13台 原動機付自転車　0台	令和8年10月7日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石１番地の１ 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　7台 原動機付自転車　0台		
長田区御屋敷通２丁目６番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　0台 原動機付自転車　0台	令和8年10月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　23台 原動機付自転車　0台		
須磨区西落合６丁目１番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　0台 原動機付自転車　0台	令和8年10月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　5台 原動機付自転車　0台		
須磨区西落合６丁目１番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　0台 原動機付自転車　0台	令和8年10月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　6台 原動機付自転車　0台		
長田区西代通１丁目１番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　22台 原動機付自転車　0台	令和8年10月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　0台 原動機付自転車　0台		
長田区御屋敷通２丁目６番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　14台 原動機付自転車　0台	令和8年10月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　21台 原動機付自転車　0台		
長田区御屋敷通２丁目６番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　0台 原動機付自転車　0台	令和8年10月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　12台 原動機付自転車　1台		
長田区御屋敷通２丁目６番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　10台 原動機付自転車　0台	令和8年10月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　0台 原動機付自転車　0台		
長田区西代通１丁目１番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　6台 原動機付自転車　1台	令和8年10月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　0台 原動機付自転車　0台		
長田区西代通１丁目１番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　0台 原動機付自転車　0台	令和8年10月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　6台 原動機付自転車　0台		
長田区御屋敷通２丁目６番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　31台 原動機付自転車　0台	令和8年10月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　11台 原動機付自転車　0台		
長田区西代通１丁目１番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車　12台 原動機付自転車　0台	令和8年10月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車　12台 原動機付自転車　1台		

神戸市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第２項の規定により、令和８年11月25日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和８年12月８日まで一般の縦覧に供する。

令和８年11月24日

神戸市
代表者　神戸市長　久　元　喜　造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長（メートル）	幅員（メートル）
市道	神戸六甲線	神戸市灘区水車新田字瀧ノ下124番３地先から	新	4.30	最大　13.20 最小　12.20
		神戸市灘区水車新田字瀧ノ下124番５地先まで	旧	4.30	最大　12.90 最小　10.00

神戸市告示第436号

次のとおり街区の区域を変更するので、神戸市住居表示条例（昭和40年３月条例第25号）第２条の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

１　街区の区域の変更

別図１の兵庫区下三条町９街区及び 10 街区の区域を別図２に示すとおり変更する。

２　実施する期日

令和８年 11 月 24 日

別図１

兵庫区下三条町

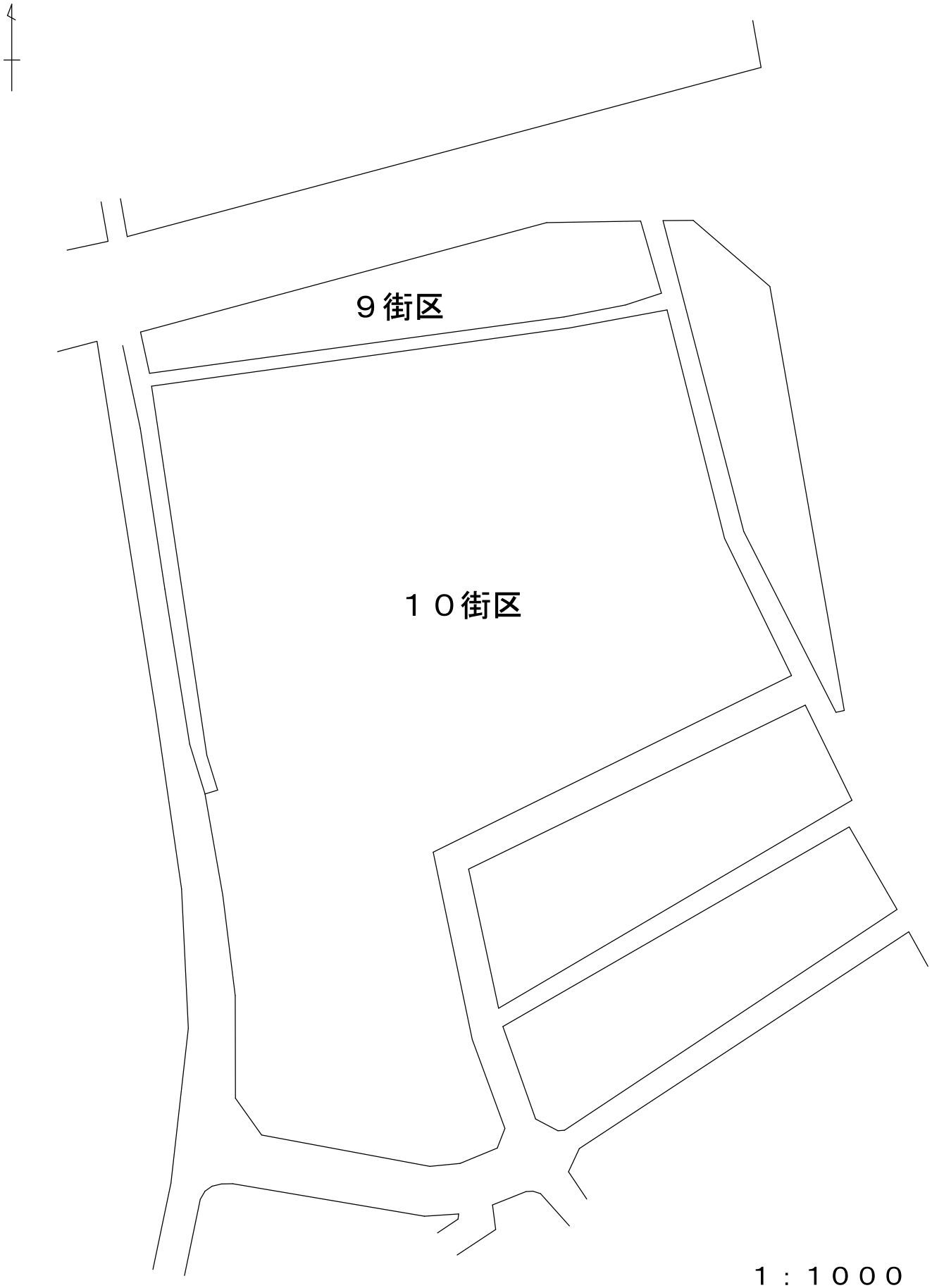

１：１０００

別図２

兵庫区下三条町

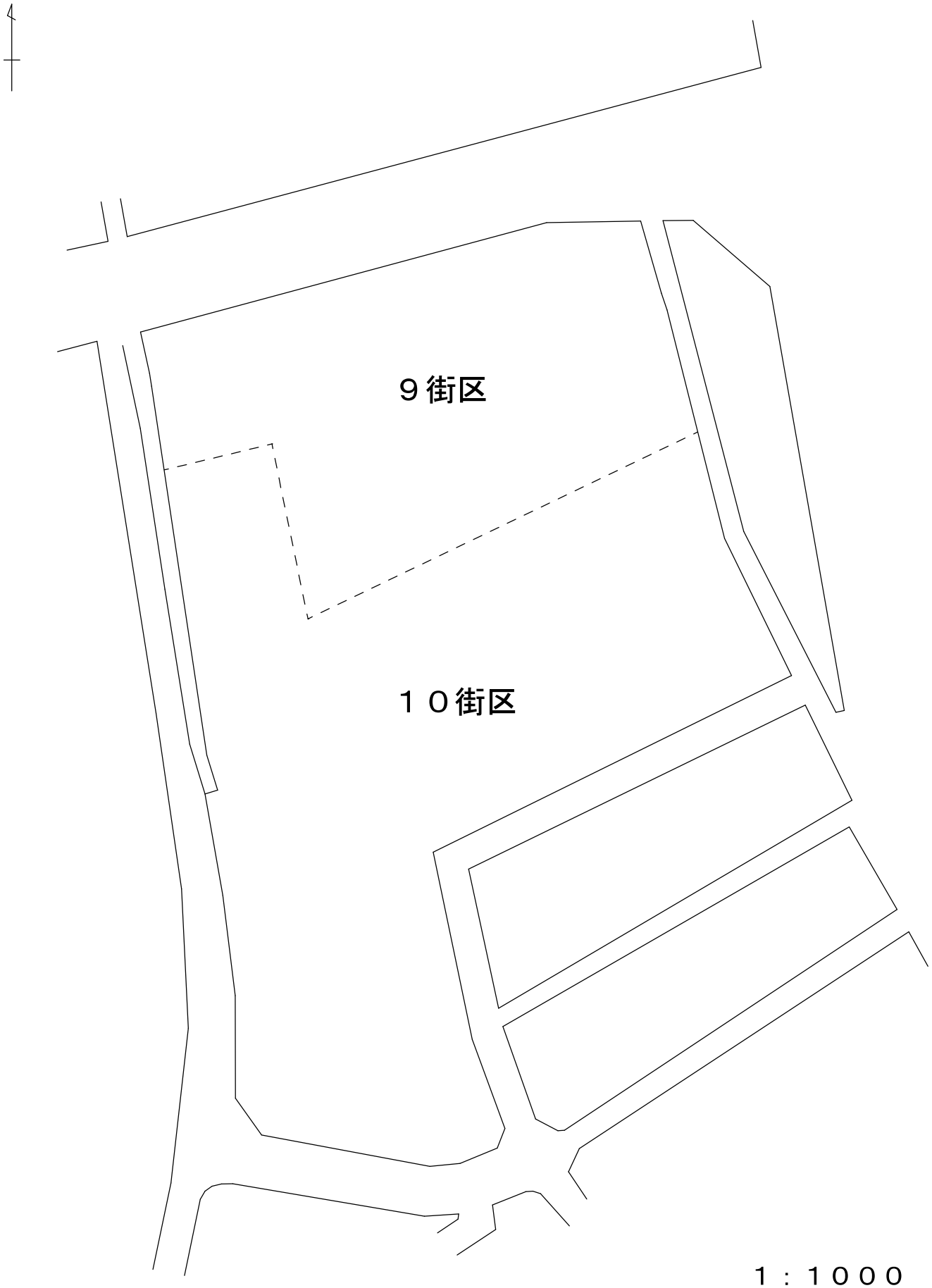

１：１０００

神戸市告示第437号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の２第11項の規定により、杉尾台自治会、天ヶ岡自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月24日

神戸市長　久　元　喜　造

１　届け出た地縁による団体

名称	杉尾台自治会	天ヶ岡自治会
主たる事務所	神戸市北区杉尾台２丁目２番８号	神戸市西区岩岡町岩岡135番地の３
代表者の氏名	岸本　将欣	藤田　篤孝
代表者の住所	非表示	非表示

２　変更があった事項及びその内容、変更年月日

（１）杉尾台自治会　　令和８年４月18日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	室節　憲吾	岸本　将欣
代表者の住所	非表示	非表示

（２）天ヶ岡自治会　　令和８年１月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉岡　壽弘	藤田　篤孝
代表者の住所	非表示	非表示

神戸市告示第438号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	指定年月日
マイマイクリニック	神戸市長田区東丸山町１０番５号	令和 ８年 ９月 21 日
阪神調剤薬局　湊川店	神戸市兵庫区大井通１丁目１番２７号	令和 ８年 ９月 24 日
幸健会神戸消化器・内視鏡クリニック	神戸市中央区東川崎町１丁目３番３号	令和 ８年 10 月 １日
かすがの訪問看護ステーション	神戸市中央区神若通４丁目２番２２号	令和 ８年 10 月 19 日
神戸アンズ訪問看護ステーション	神戸市西区押部谷町福住４５４番地の１	令和 ８年 ９月 15 日
眼科灘駅ｉクリニック	神戸市灘区岩屋北町７丁目３番２号	令和 ８年 11 月 １日
モモの木クリニック	神戸市東灘区田中町１－１５－５	令和 ８年 11 月 １日
六甲道いとう眼科	神戸市灘区桜口町４丁目１番１号	令和 ８年 11 月 １日
医療法人社団甲北会甲北形成外科クリニック	神戸市北区有野中町１丁目１８番３６号	令和 ８年 11 月 １日

神戸市告示第439号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	変更年月日
心と絆・ここな訪問看護ステーション	(新)神戸市須磨区東町１丁目２－７ (旧)神戸市須磨区戎町４丁目１番２７号	令和 8年 11月 2日
こうほく訪問看護ステーション	(新)神戸市北区有野中町１丁目１８番３６号 (旧)神戸市北区有野中町１丁目１８番８号	令和 7年 2月 17日

神戸市告示第440号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の３の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

名称	所在地	廃止年月日
大石眼科	神戸市垂水区星陵台１丁目４－８	令和 ８年 ９月 30 日
小野歯科医院	神戸市兵庫区福原町２９－６	令和 ８年 ９月 30 日
きむら歯科クリニック	神戸市北区有野中町１丁目１１－１０仲第１ビル３Ｆ	令和 ８年 ９月 24 日

神戸市告示第441号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条４項の規定より、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の２の規定により告示する。

令和８年11月24日

神戸市長　久　元　喜　造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービス種類
東須磨ケアプランセンター	(新)神戸市須磨区飛松町３丁目１－９ (旧)神戸市須磨区宝田町３丁目１－１２	社会福祉法人弘英会	神戸市西区神出町南字谷畑３６８－１１９	令和 8 年 11 月 1 日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
心と絆・ここな訪問看護ステーション	(新)神戸市須磨区東町１丁目２番７号 (旧)神戸市須磨区戎町４丁目１番２７号	株式会社クロスゾーン	神戸市須磨区戎町４丁目１番２７号	令和 8 年 11 月 2 日	訪問看護　介護予防訪問看護

神戸市告示第442号

次の事業者について、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 41 条第１項本文及び第 53 条第１項本文並びに第 46 条第１項本文及び第 58 条第１項本文の事業者の指定をしたので、同法第 78 条及び第 115 条の 10 並びに第 85 条及び第 115 条の 30 の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	ｻｰﾋﾞｽ種類
2860290663	医心館　訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番 15 号	株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６番１号	令和８年11 月１日	介護予防訪問看護
2860290663	医心館　訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番 15 号	株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６番１号	令和８年11 月１日	訪問看護
2860690433	まろの訪問看護ステーション　あかずきん	兵庫県神戸市長田区西代通４丁目７－６	株式会社あつまろ	兵庫県神戸市長田区川西通二丁目４番４号	令和８年11 月１日	介護予防訪問看護
2860690433	まろの訪問看護ステーション　あかずきん	兵庫県神戸市長田区西代通４丁目７－６	株式会社あつまろ	兵庫県神戸市長田区川西通二丁目４番４号	令和８年11 月１日	訪問看護
2860690441	訪問看護ステーションアイコネクト	兵庫県神戸市長田区神楽町５丁目２-17　大西ビル 201	合同会社ｉｃｏｎｎｅｃｔ	大阪府枚方市長尾家具町二丁目 2217 番地の 10	令和８年11 月１日	介護予防訪問看護

2860690441	訪問看護ステーションアイコネクト	兵庫県神戸市長田区神楽町５丁目２-17　大西ビル 201	合同会社ｉｃｏｎｎｅｃｔ	大阪府枚方市長尾家具町二丁目 2217 番地の 10	令和８年 11 月１日	訪問看護
2860890702	訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市垂水区本多聞１丁目２番 19 号 202 号	合同会社訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市垂水区本多聞一丁目２番 19 号 202 号	令和８年 11 月１日	介護予防訪問看護
2860890702	訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市垂水区本多聞１丁目２番 19 号 202 号	合同会社訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市垂水区本多聞一丁目２番 19 号 202 号	令和８年 11 月１日	訪問看護
2865090696	訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市北区有野中町３丁目 15-26-102	株式会社Ｔｉｓｓｅｒ	兵庫県神戸市北区西山二丁目９番地の 30	令和８年 11 月１日	介護予防訪問看護
2865090696	訪問看護ステーションつむぎ	兵庫県神戸市北区有野中町３丁目 15-26-102	株式会社Ｔｉｓｓｅｒ	兵庫県神戸市北区西山二丁目９番地の 30	令和８年 11 月１日	訪問看護
2870104151	羽衣リハビリデイサービス本山中町	兵庫県神戸市東灘区本山中町１丁目１-12	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町２-７	令和８年 11 月１日	通所介護
2870104169	羽衣ケアプランセンター本山中町	兵庫県神戸市東灘区本山中町１丁目１-12	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町２-７	令和８年 11 月１日	介護予防支援

2870104169	羽衣ケアプランセンター本山中町	兵庫県神戸市東灘区本山中町１丁目１-12	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町２-７	令和８年11月１日	居宅介護支援
2870203433	医心館　訪問介護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３-15	株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６番１号	令和８年11月１日	訪問介護
2870500234	特別養護老人ホーム海光園ミラホーム	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地-１	社会福祉法人　海光園	兵庫県神戸市兵庫区菊水町10丁目40番地	令和８年11月１日	介護予防短期入所生活介護
2870504392	壷山木工所神戸支店	兵庫県神戸市兵庫区水木通４丁目１番17号シャンテ美和101号室	株式会社ＴＴＮ	大阪府大阪市住吉区万代四丁目17番14号	令和８年11月１日	介護予防福祉用具貸与
2870504392	壷山木工所神戸支店	兵庫県神戸市兵庫区水木通４丁目１番17号シャンテ美和101号室	株式会社ＴＴＮ	大阪府大阪市住吉区万代四丁目17番14号	令和８年11月１日	特定介護予防福祉用具販売
2870504392	壷山木工所神戸支店	兵庫県神戸市兵庫区水木通４丁目１番17号シャンテ美和101号室	株式会社ＴＴＮ	大阪府大阪市住吉区万代四丁目17番14号	令和８年11月１日	特定福祉用具販売
2870504392	壷山木工所神戸支店	兵庫県神戸市兵庫区水木通４丁目１番17号シャンテ美和101号室	株式会社ＴＴＮ	大阪府大阪市住吉区万代四丁目17番14号	令和８年11月１日	福祉用具貸与

2870604168	デイサービス　楽歩プラス	兵庫県神戸市長田区若松町11丁目５-17	特定非営利活動法人ＫＯＢＥ楽農菜園	兵庫県神戸市東灘区鴨子ケ原二丁目３番14ー202号	令和８年11月１日	通所介護
2870701618	あいケアセンター神戸	兵庫県神戸市須磨区大黒町３丁目１-４ハイツ板宿１Ｆ	株式会社リブズ	兵庫県西宮市若草町２丁目10ー13	令和８年11月１日	介護予防支援
2870703911	イリーゼ神戸北須磨訪問介護センター	兵庫県神戸市須磨区車字梨川山６-177	株式会社ＨＩＴＯＷＡ	東京都港区港南二丁目15番３号	令和８年11月１日	訪問介護
2870703929	イリーゼ神戸北須磨居宅介護支援事業所	兵庫県神戸市須磨区車字梨川山６-177	株式会社ＨＩＴＯＷＡ	東京都港区港南品川インターシティＣ棟（15階）二丁目15番３号	令和８年11月１日	居宅介護支援
2875205680	デイサービスセンターマイホーム西神戸	兵庫県神戸市西区玉津町西河原七反田51-７	株式会社ロジケア	兵庫県芦屋市大原町４番10号	令和８年11月１日	通所介護

神戸市告示第443号

次の事業者について、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 75 条第２項及び第 82 条第２項並びに第 115 条の５第２項及び第 115 条の 25 第２項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第 78 条第２号及び第 85 条第２号並びに第 115 条の 10 第２号及び第 115 条の 30 第２号の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2860290549	株式会社Ｌｉｎｏ	兵庫県明石市大久保町松陰 1050 番地の 10	どんぐり訪問看護ステーション大石	兵庫県神戸市灘区大石東町６－４-12	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問看護
2860290549	株式会社Ｌｉｎｏ	兵庫県明石市大久保町松陰 1050 番地の 10	どんぐり訪問看護ステーション大石	兵庫県神戸市灘区大石東町６－４-12	令和８年 10 月 31 日	訪問看護
2860290598	株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目６番１号	医心館 訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番 15 号	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問看護
2860290598	株式会社アンビス	東京都中央区京橋一丁目６番１号	医心館 訪問看護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番 15 号	令和８年 10 月 31 日	訪問看護
2865290023	医療法人社団仁有会	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432 番地１	医療法人社団仁有会ふれあい訪問看護センター	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432 番地１ハーベスピア１階	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問看護

2865290023	医療法人社団仁有会	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432番地１	医療法人社団仁有会ふれあい訪問看護センター	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前1432番地１ハーベスピア１階	令和８年10月31日	訪問看護
2870102833	株式会社ライフライン	兵庫県神戸市東灘区住吉南町三丁目２番23号	ライフラインメディカルケア	兵庫県神戸市東灘区住吉南町３丁目２番23号	令和８年10月31日	介護予防福祉用具貸与
2870102833	株式会社ライフライン	兵庫県神戸市東灘区住吉南町三丁目２番23号	ライフラインメディカルケア	兵庫県神戸市東灘区住吉南町３丁目２番23号	令和８年10月31日	特定介護予防福祉用具販売
2870102833	株式会社ライフライン	兵庫県神戸市東灘区住吉南町三丁目２番23号	ライフラインメディカルケア	兵庫県神戸市東灘区住吉南町３丁目２番23号	令和８年10月31日	特定福祉用具販売
2870102833	株式会社ライフライン	兵庫県神戸市東灘区住吉南町三丁目２番23号	ライフラインメディカルケア	兵庫県神戸市東灘区住吉南町３丁目２番23号	令和８年10月31日	福祉用具貸与
2870203318	株式会社アンビス	東京都中央区京橋１丁目６番１号	医心館　訪問介護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番15号	令和８年10月31日	訪問介護
2870603715	株式会社ロジケア	兵庫県芦屋市大原町４番10号	ロジケアながた	兵庫県神戸市長田区長楽町２丁目３－８　内海ビル１Ｆ	令和８年10月31日	訪問介護

2870804123	有限会社マイロード	兵庫県神戸市垂水区塩屋町３丁目16-17	ファイン訪問介護事業所	兵庫県神戸市垂水区塩屋町３丁目10-13	令和８年10月31日	訪問介護
2875202588	株式会社ライフアンドコミュニティ	兵庫県神戸市西区玉津町西河原七反田51-７	デイサービスセンターマイホーム西神戸	兵庫県神戸市西区玉津町西河原七反田51-７	令和８年10月31日	通所介護

神戸市告示第444号

次の事業者について、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 の５第１項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第１号の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	ｻｰﾋﾞｽ種類
2870104151	羽衣リハビリデイサービス本山中町	兵庫県神戸市東灘区本山中町１丁目１-12	株式会社ベビーリーフ	兵庫県西宮市羽衣町２-７	令和８年11月１日	介護予防通所サービス
2870203433	医心館　訪問介護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３-15	株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６番１号	令和８年11月１日	介護予防訪問サービス
2890200310	リハビリテーションデイ GREEN APPLE nada	兵庫県神戸市灘区岩屋北町２丁目４-１　マンション岩屋１Ｆ	株式会社ＧｒｅｅｎＡｐｐｌｅ	兵庫県神戸市兵庫区上沢通７丁目１-２	令和８年11月１日	介護予防通所サービス

神戸市告示第445号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の３第２項第４号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第２号の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2870200777	有限会社オークケアステーション	兵庫県神戸市灘区宮山町１－２-23	デイサービスセンター珠光庵	兵庫県神戸市灘区宮山町１－２-23	令和８年 10 月 31 日	介護予防通所サービス
2870203318	株式会社アンビス	東京都中央区京橋１丁目６番１号	医心館　訪問介護ステーション王子公園	兵庫県神戸市灘区水道筋６丁目３番 15 号	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問サービス
2870603715	株式会社ロジケア	兵庫県芦屋市大原町４番 10 号	ロジケアながた	兵庫県神戸市長田区長楽町２丁目３－８　内海ビル１Ｆ	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問サービス
2870804123	有限会社マイロード	兵庫県神戸市垂水区塩屋町３丁目 16-17	ファイン訪問介護事業所	兵庫県神戸市垂水区塩屋町３丁目 10-13	令和８年 10 月 31 日	介護予防訪問サービス
2875202588	株式会社ライフアンドコミュニティ	兵庫県神戸市西区玉津町西河原七反田 51-７	デイサービスセンターマイホーム西神戸	兵庫県神戸市西区玉津町西河原七反田 51-７	令和８年 10 月 31 日	介護予防通所サービス

神戸市告示第446号

次の事業者について、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 42 条の２第１項及び第 54 条の２第１項本文の事業者の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	ｻｰﾋﾞｽ種類
2890200310	リハビリテーションデイ GREEN APPLE nada	兵庫県神戸市灘区岩屋北町２丁目４-１　マンション岩屋１Ｆ	株式会社Ｇｒｅｅｎ　Ａｐｐｌｅ	兵庫県神戸市兵庫区上沢通７丁目１-２	令和８年11月１日	地域密着型通所介護
2890200328	ペルル	兵庫県神戸市灘区篠原南町５丁目１-２　１階	株式会社Ｐｅｒｌｅ	兵庫県西宮市清瀬台 17 番 15 号	令和８年11月１日	地域密着型通所介護
2895200620	うさぎのしっぽ	兵庫県神戸市西区枝吉５丁目 29 番	一般社団法人うさぎ	兵庫県神戸市西区枝吉一丁目 196 番地 303 号	令和８年11月１日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

神戸市告示第447号

次の事業者について、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 78 条の５第２項及び第 115 条の 15 第２項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第 78 条の 11 第２号及び第 115 条の 20 第２号の規定により告示する。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

介護保険事業所番号	申請者法人名	申請者所在地	事業所名称	事業所所在地	廃止年月日	サービス種類
2870200777	有限会社オークケアステーション	兵庫県神戸市灘区宮山町１－２-23	デイサービスセンター珠光庵	兵庫県神戸市灘区宮山町１－２-23	令和８年 10 月 31 日	地域密着型通所介護

神戸市告示第448号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９条第１項及び第15条の２の６条第１項の規定により一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第９条第２項において準用する法第８条第４項及び同法第 15 条の２の６第２項において準用する法第15条第４項の規定により告示し、当該申請に係る「一般廃棄物処理施設変更許可申請書」、「産業廃棄物処理施設変更許可申請書」及び「生活環境影響調査書」を公衆の縦覧に供する。なお、当該廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、同法第９条第２項において準用する法第８条第６項及び同法第15条の２の６第２項において準用する法第15条第６項の規定により意見書を提出することができる。

令和８年11月24日

神戸市長　久　元　喜　造

１　申請者の名称、代表者の氏名及び住所

大阪湾広域臨海環境整備センター

理事長　守本　真一

大阪市北区中之島２丁目２番２号

２　廃棄物処理施設の設置の場所

神戸市東灘区向洋町中９丁目５番、向洋町東４丁目16番及び29番の地先公有水面

３　廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物最終処分場及び管理型産業廃棄物最終処分場

４　廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

⑴　一般廃棄物

焼却灰、ばいじん処理物、不燃物、し尿汚泥焼却灰

⑵　産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第２条13号廃棄物

以上10種類（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。）

５　申請年月日

令和８年11月11日

６　縦覧場所

⑴　神戸市中央区磯上通７丁目１番５号三宮プラザＥＡＳＴ２階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

⑵　神戸市東灘区住吉東町５丁目２番１号東灘区役所４階

東灘区役所総務部地域協働課

７　縦覧期間

令和８年11月24日（火）から12月23日（水）まで

ただし、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他の法令で定める休日は除く。

８　縦覧時間

午前９時から午後５時まで

9　意見書に記載すべき事項

提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに対象事業の名称、生活環境の保全上の見地からの意見（すべて日本語で記載すること）。

10　意見書の提出期間

令和８年 11 月 24 日（火）から令和９年１月６日（水）まで

11　意見書の提出先

神戸市中央区磯上通７丁目１番５号三宮プラザＥＡＳＴ２階

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

電子メールアドレス sanpaisinsa@city.kobe.lg.jp

ファクシミリ番号 078-595-6250

12　意見書の提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ又は直接持参のいずれか。郵送の場合は、消印日を提出日とみなす。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第１項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和８年11月13日

神戸市長　久　元　喜　造

１　建築協定の名称

竹の台２丁目地区建築協定

２　建築協定区域の位置

神戸市西区竹の台２丁目２－１　他

３　公開による意見の聴取の開催日時

令和８年11月19日（木）

10時30分から11時00分まで

４　公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号

三宮国際ビル６階

建築住宅局602会議室

５　連絡先

神戸市中央区浜辺通２丁目１番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第３項の規定により公告します。

令和８年 11 月 24 日

神戸市長　久　元　喜　造

１　開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区山田町下谷上字けかち谷２番 52、８番、８番１、10 番

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区梅田３丁目３番５号

大和ハウス工業株式会社　本店

支配人　浦川　竜哉

３　許可番号

令和７年６月 12 日　第 8248 号

（変更許可　令和８年 10 月７日　第 2321 号）